平成２６年（フ）第４５０号
埼玉県戸田市下前２丁目12番13―205号
破産者　千野　英昭
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５２号
長野県千曲市大字八幡2209番地５
破産者　村松　伸一
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第６８１号
神戸市東灘区深江本町３丁目８番28―105号
破産者　垣山　　弘
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２６号
神戸市東灘区本山中町４丁目８番３―201号
破産者　春名　良昌
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９０号
神戸市北区山田町下谷上字猪ころび４番地の32
破産者　片山　　浩
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４０１号
神戸市垂水区西脇２丁目３番44号
破産者　長浜商会こと　松本　英樹
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５号
広島市中区中町９番１号
破産者　伊野　弘純
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２６５号
広島市安佐北区倉掛２丁目６番24号
破産者　車田　和明
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３２６号
広島市佐伯区利松２丁目12番21号
破産者　福原　義雄
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２４６号
熊本市東区長嶺南７丁目３番５号
破産者　隈元　　均
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１４７号
函館市深堀町２番８号
破産者　東　　直美（旧姓林）
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２８７号
茨城県水戸市藤が原３丁目1117番地の1284県営十万原アパート１棟306号、開始決定時の住所茨城県土浦市真鍋６丁目15番27号
破産者　林　　立美
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１０７号
茨城県笠間市八雲１丁目10番９号　メゾン八雲202
破産者　伊藤　公裕
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第５３６号
静岡県浜松市西区大人見町12番地の241、破産手続開始決定時の住所静岡県磐田市宮之一色３番地１
破産者　山本　豪一
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３７号
静岡県浜松市西区舘山寺町2218番地
破産者　山崎　正人
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第５４３号
京都府木津川市木津奈良道７―１　Ｆ号、住民票上の住所京都府木津川市木津殿城71番地１
破産者　木下　和正
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７号
徳島県小松島市中郷町字桜馬場52番地の２武中ハイツ205、旧住所徳島県小松島市小松島町字若井崎９番地の２
破産者　河野　和美（旧姓井上）
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４号
高知県須崎市大谷42番地３
破産者　野嶋　涼子
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

平成２５年（フ）第１５５号
長崎県長崎市新地町６番56―215号、開始決定時の住所長崎県長崎市大園町９番11―1003号
破産者　飯田　英明
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係